

● 農地取得の規制緩和による農村地域等への移住促進

政府は3月15日、地方の魅力向上を目指した地域再生法改正案を閣議決定した。同法案においては、「地域住宅団地再生事業の創設」（生活利便施設や就業の場等を導入して住宅団地を再生）、「民間資金等活用公共施設等整備事業の創設」（低未利用の公的不動産に民間の資金・ノウハウを活用）とともに、「既存住宅活用農村地域等移住促進事業の創設」も盛り込まれている。

既存住宅活用農村地域等移住促進事業は、農地付き空き家等の円滑な取得を支援することで、農村地域等への移住を促進するものである。具体的には、市町村が作成する移住促進のための事業計画に基づき、移住者による

① 空き家に付随する農地の権利取得の推進

（下限面積（原則 50a、北海道は 2ha）の引下げ手続の円滑化）

② 市街化調整区域内で厳格に運用されている空き家の取得等（例：農家住宅を一般移住者が取得）の許可の円滑化

を行う。同事業の目標として、

「計画作成市町村において、移住者数が3割増加（計画作成前後5年程度での比較）」を掲げている。